

美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第76号

美術館条例の一部を改正する条例

美術館条例（平成13年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）					
区 分		個 人	20人以上の団体		区 分		個 人	20人以上の団体	
常設展観覧料	学生	<u>300円</u>	1人につき	<u>240円</u>	常設展観覧料	学生	<u>310円</u>	1人につき	<u>250円</u>
	一般	<u>400円</u>	1人につき	<u>320円</u>		一般	<u>410円</u>	1人につき	<u>330円</u>
[略]				[略]					
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。